

平成27年12月16日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官  
 平成27年(ネ)第115号 損害賠償請求控訴, 同附帯控訴事件  
 (原審・広島地方裁判所三次支部平成24年(ワ)第66号)  
 口頭弁論終結日 平成27年10月26日

判 決

東京都新宿区西新宿3丁目7番1号新宿パークタワーN30階  
 控訴人兼附帯被控訴人 株式会社ペイテックジャパン  
 (以下「控訴会社」という。)

上記代表者代表清算人 松永 聡  
 東京都渋谷区広尾3丁目1番22-304号

控訴人兼附帯被控訴人 松永 聡  
 (以下「控訴人松永」という。)  
 (以下、控訴会社、控訴人松永を合わせて「控訴人ら」という。)

控訴人ら訴訟代理人弁護士 伊藤 毅  
 同 木下 和博  
 同 富 樫 剛  
 同 原 直義  
 同 太 宰 賢二  
 同 齋 藤 有未

被控訴人兼附帯控訴人  
 (以下「被控訴人」という。)  
 上記訴訟代理人弁護士 山本 一志  
 同 原 田 武彦  
 同 川 島 好勝  
 同 中 村 健太

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
 前 谷 森 加 勝 近 里 下 戸 山 前 池 元  
 剛 素 草 之 一 剛 文 絵 慶 義 奈 佑 翔  
 志 子 修 拓 郎 史 香 美 吾 明 美 介 吾

主 文

- 1 本件控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して67万0011円及びこれに対する平成23年11月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の主位的請求及び控訴会社に対する予備的請求をいずれも棄却する。
- 4 本件附帯控訴を棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じて、これを5分し、その1を控訴人らの負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 6 この判決は、2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨及び附帯控訴の趣旨

(1) 本論

前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、後記(2)のとおり補正し、後記(3)のとおり当審での主張を加えるほか、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」及び「2 争点及び争点に対する当事者の主張」に記載のとおりであるので引用する。なお、略称については、特に明示するもののほか、引用する原判決の例による。

(2) 補正

前提事実の(4)、(5)を、以下のとおり改める。

「(4) 被控訴人は、平成23年5月23日から同年11月11日にかけて、本件サイトのポイント購入のため、原判決別紙「銀行振込一覧表」記載のとおり控訴会社名義の楽天銀行口座への振込で合計298万9680円(別紙振込手数料6万0375円)を控訴会社に対して支払った。

(5) 被控訴人は、同年5月13日から同年11月7日にかけて、本件サイトのポイント購入のため、原判決別紙「スマートビットによるポイント購入一覧表」記載のとおり合計101万円を、電子マネーであるスマートビットの運営会社であるギガフロップス株式会社(以下「ギガ社」という。)に送金した。

被控訴人は、同年11月ころ、消費生活センターを通じて、ギガ社に対して、上記のとおり送金した上記101万円の返金を求めた。これに対し、ギガ社は、同年12月30日、被控訴人に対し、101万円を返金した。ギガ社は、同返金に当たって、控訴会社の意向を確認していない。」

(3) 当審における主張(過失相殺)

(控訴人ら)

被控訴人は、本件サイトを通じたやりとりで多額の金員を取得できないことは分かっており、それにもかかわらず本件サイトを利用するためにポイントを購入したのであって、過失がある。

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中、控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消しにかかる部分の被控訴人の請求をいずれも棄却する。

2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中被控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 控訴人らは、被控訴人に対し、原判決認容額に加え、221万0033円及びこれに対する平成23年11月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

(1) 本件は、被控訴人が、控訴会社が、本件サイトの利用者であるように装わせた者(以下「サクラ」という。)を利用して被控訴人を欺罔し、控訴会社が運営する出会い系サイトであるとする「クリスタル」のポイントを購入させて損害を被らせたと主張して、主位的に、控訴会社に対しては不法行為に基づき、控訴人松永に対しては会社法429条1項の損害賠償として、355万0055円及びこれに対する最後の不法行為の日(最後の振込日)である平成23年11月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求め、予備的に、控訴会社に対し、不当利得として298万9860円及びこれに対する原審で予備的請求を追加した日の翌日である平成25年4月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

(2) 原審は、134万0022円及びこれに対する平成23年11月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で上記主位的請求を認容し、その余の主位的請求及び控訴会社に対する予備的請求を棄却した。これに対し、控訴人らが控訴し、被控訴人が附帯控訴した。

2 前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張

(被控訴人)

ア 控訴会社は故意の不法行為責任を負うから、過失相殺の適用はない。  
イ 控訴会社が故意責任を負わないとしても、控訴人らは、本件サイトにおいて継続的に繰り返し欺罔行為が行われていることを把握して本件サイト運営者を管理できる立場にあったのに、臆然と放置して、利益を享受した。このように、控訴会社に大きな落ち度があることからすると、被控訴人が本名や連絡先を確認せずに、疑念を払拭するための行動を取らなかったとしても、過失とするのは酷である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実は、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1項に記載のとおりであるので、これを引用する。ただし、同10頁16行目「5万円」の後に「、同年8月9日に1名の利用者に62万0735円、同年11月に1名の利用者に110万5735円（乙1の11・13、証人加藤）」を加える。

2 控訴会社の不法行為責任の有無、控訴人松永の会社法429条1項に基づき責任の有無について

#### (1) 本論

当裁判所も、控訴会社は民法719条2項に基づき、控訴人松永は会社法429条1項に基づき、それぞれ被控訴人に対して責任を負うと判断する。その理由は、次の(2)のとおり補正し、(3)のとおり当審の追加判断を加えるほか、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」2及び3項のとおりであるので、これを引用する。

#### (2) 補正

ア 原判決18頁1行目から2行目にかけて「認められる。」の後に「加えて、加藤は、控訴会社の担当者として、国民生活センターから、Green

solution LLCのサイト利用者による被害相談についての連絡も受けていた。」

イ 同18頁7行目から8行目にかけて「上記国民生活センターの注意喚起」を「上記国民生活センターによる注意喚起や同センターから被害相談の連絡があったこと」に改める。

#### (3) 当審の追加判断

ア 控訴人らは、被控訴人による本件サイトのポイント購入は本件サイトでメール送受信を行うためのものであり、本件メールの内容や支援金受領の件とは関係がないから、ポイント購入と本件メールとの間に因果関係はないと主張し、その根拠として、本件メールの中に本件サイトのポイント購入の指示が記載されたものがないことを指摘する。

しかし、本件メールでは、「メッセージタイトル」との標題で連絡内容のごく一部が記載されるのみであり、詳細な連絡内容は「内容確認&返信はコチラ」と記載されたアドレッシングを通じて本件サイトへリンクすることにより、初めて把握することができているから、本件メールの中に本件サイトのポイント購入の指示が記載されたものがないからといって、直ちにポイント購入と本件メールとの間の因果関係を否定することはできない。

この点について、被控訴人は、支援金をもたらうための手続をするために、本件サイトのポイントが必要である、被控訴人の名前がブラックリストに記載しており、そのままでは支援金を受け取れないから、リストから名前を消してあげるなどと、本件メールの送信者から指示されたという内容を具体的に供述している。また、被控訴人は、支援金をもたらうために同じ相手と多数回にわたってメールをやりとりし、その結果、多数回にわたってポイントを購入したと供述しているところ、かかる被控訴人の供述内容は、「一色涼之介」「緑華龍星」などの同じハンドルネームから被控訴人宛に

繰り返しメッセージが送信されていることや被控訴人のポイント購入の経過と整合している。

また、消費生活センターには、平成22年9月から平成24年2月にかけて「ペイテックジャパン」に関連する被害相談が寄せられ、その中には、相談者宛に金員の供与を申し出る内容のメールが送信され、メールのやり取りをしたところ、金員の供与を受けけるための手続・条件等としてサイトのポイント購入を求められ、これに応じて支払をしてしまったという、被控訴人の供述内容と同様の被害相談が含まれていることが認められる。

これらのことから、ポイント購入代金の支払の経緯に関する被控訴人の供述は全体として信用できるといふべきであり、同供述によれば、被控訴人が本件メールに記載されたアドレスを通じて本件サイトへリンクすると、本件サイトに支援金をもらうためにポイント購入が必要であるなどの指示が記載されていたことが認められる。被控訴人はこの指示に従ってポイントを購入したと認められるから、ポイント購入と本件メールとの間の因果関係を否定する控訴人らの主張は採用できない。

イ 控訴人らは、Green solution LLCとの収納代行契約（以下「本件収納代行契約」という。）に基づくサービスを提供すれば、控訴会社の信用が毀損され、莫大な損害賠償債務を負う危険があるから、控訴会社に収納代行サービスを停止する義務はなく、結果回避可能性がないこと、収納代行サービスを停止するか否かは、経営判断に属する事項として広範な裁量が認められることなどを主張して、控訴人らの責任を争う。

しかし、原判決を引用して認定したとおり、控訴人らにおいてはGreen solution LLCが違法なサイト運営を行っていることを認識し得る状況にあったのであるから、当該経営判断に責任が及ぶことは避けられない。そして、本件収納代行契約には、控訴会社が、自己の判断に基づいてGreen solution LLCの顧客からの購入申込みを拒絶でき、拒絶理由について一

切開示しないことができること、Green solution LLCが取り扱う商品に關して提供する情報等につき、控訴会社が不適切と判断した場合は無催告で収納代行サービスの提供を停止することなどについて約定されていること（乙2、7条1項、14条1項）からすれば、結果回避可能性も認められる。よって、控訴人らの主張はいずれも採用できない。

### 3 損害の発生とその数額について（過失相殺についての判断を含む。）

#### (1) 財産的損害

被控訴人は、支払ったポイント購入代金406万0055円のうち、銀行振込額及び振込手数料額の合計305万0055円を損害として主張し、101万円については、一旦スマートビットに入金したが、その後返金を受けたとして、損害として主張しない。

弁論の全趣旨によれば、ギガ社は、控訴会社の意向と関係なく自社の判断によって返金に応じたものと認められ、被控訴人がスマートビットに入金した101万円については、未だその決済がされていなかっただものと推認される。そうすると、上記返金部分を被控訴人の損害ということではできず、したがって、同返金を損益相殺の対象とみることもできない。

よって、被控訴人が控訴人らの不法行為等によって被った財産的損害は、被控訴人が主張するとおり、305万0055円と認められる。

#### (2) 慰謝料

本件において、財産的損害とは別に被控訴人の精神的損害を填補すべき特別の事情があるとは認められないから、被控訴人の慰謝料の主張には理由がない。

#### (3) 過失相殺

ア 当裁判所も、被控訴人がポイントの購入を続けて損害を発生させたことについて重過失があると判断する。その理由は原判決23頁23行目から、24頁23行目ないし24行目にかけての「いうべきである。」までのと

おりであるから、これを引用する。

上記認定事実によれば、被控訴人が損害発生を予見・回避することは極めて容易であり、むしろ通常人であれば、本件メールを見てポイント購入代金を支払い続けることの方がおおよそ考え難い事態といえる。しかも、被控訴人によるポイント購入代金の振込は合計161回にわたって行われたものであり、各振込の度に再考する機会があったにもかかわらず、被控訴人は漫然と支払を続けたものであって、その態度は極めて大きい。

イ 他方で、控訴人らの態度を見ると、控訴会社は Green solution LLC が本件サイトで違法な運営を行っていることを認識し得たにもかかわらず、漫然と収納代行サービスを提供し続けるという過失によって、Green solution LLC の不法行為を幫助したことであり、控訴人松永は、控訴会社の代表者であるにもかかわらず、収納代行の実務や契約継続の可否の判断を加藤に委ね、被控訴人と同様の返金依頼案件について報告を受けていたにもかかわらず、Green solution LLC との契約解除を指示せず、職務遂行に重過失があったことである。

これら双方の過失を比べると、被控訴人の過失は控訴人らの過失よりはるかに大きいといわざるを得ない。双方の過失の割合は、被控訴人が8、控訴人らが2とするのが相当である。

ウ これに対し、被控訴人は、控訴人らについて、本件サイトで継続的に繰り返し欺罔行為が行われていることを把握し、本件サイト運営者を管理できる立場にあったのに、漫然と放置して利益を享受したのであるから、控訴会社の落ち度は大きく、被控訴人に過失を認めるのは酷であるなど主張する。

しかし、控訴人らの責任は過失を原因とする補助に留まる。被控訴人がメールで告知された内容がおおよそ常識外のものであり、被控訴人において損害発生を予見・回避することは極めて容易だった以上、本件における被

控訴人の過失の割合が8割を下回るとは考えられない。

#### (4) 小括

被控訴人の損害を305万0055円と認めるべきことは前記のとおりであるから、上記過失相殺を適用すると、被控訴人が控訴人に対して請求し得る損害はこの2割に当たる61万0011円となる。

なお、被控訴人は弁護士費用を損害として併せて主張するところ、本件の内容に照らすと、6万円を相当因果関係のある弁護士費用と認めるのが相当である。

そうすると、控訴会社は民法719条2項に基づき、控訴人松永は会社法429条1項に基づき、それぞれ被控訴人に対し、67万0011円及びこれに対する最後の不法行為の日（最後の振込日）である平成23年11月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うべきこととなる（不真正連帯）。

#### 4 控訴会社に対する予備的請求について

控訴会社が被控訴人からの振込金を受領したのは Green solution LLC との収納代行契約に基づくものと認められるから、控訴会社に法律上の原因のない利益があるとは認められず、予備的請求は理由がない。

#### 第4 結論

以上によれば、被控訴人の控訴人らに対する主位的請求（損害賠償請求）は、67万0011円及び平成23年11月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める範囲で理由があるから認容すべきであり、その余の主位的請求及び被控訴人の控訴会社に対する予備的請求はいずれも理由がないから棄却すべきであるところ、これと異なる原判決は一部相当でない。

よって、本件控訴に基づき原判決を上記の趣旨に変更し、本件附帯控訴は理由がないから棄却し、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第3部

川谷 連 郎

裁判長裁判官

木村 哲 彦

裁判官

梅本 幸 作

裁判官

これは正本である。

平成27年12月16日

広島高等裁判所第3部

菅原 孝 志  
裁判所書記官